

東久留米市立学童保育所の利用に係る利用者負担（案）について

1. 利用者負担について

東久留米市立学童保育所の利用に係る利用者負担は、国庫補助における学童保育所運営費の負担の考え方及び平成27年度東久留米市一般会計当初予算における学童保育所に係る運営費等から算出される理論値を基に月額6,600円とする。

※参考資料

- ・新制度における東久留米市立学童保育所運営費補助（基本分）の内訳（理論値）
（平成27年5月22日付 東久留米市子ども・子育て会議資料2）
- ・東久留米市立学童保育所運営費と国庫補助における運営費負担の考え方との関係
（平成27年5月22日付 東久留米市子ども・子育て会議資料3）
- ・放課後児童クラブの概要
（平成27年2月26日付 東久留米市子ども・子育て会議資料99）

2. 多子軽減について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担における多子世帯への軽減に鑑み、同一世帯で学童保育利用児童が2人以上の場合、利用者負担は第2子について月額基本額の半額（月額3,300円）、第3子以降を無料とする。

追加

3. 応能負担について

現行、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯については、申請により学童保育所の利用者負担が免除されている。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担における2号・3号認定C階層の設定による低所得世帯への配慮に鑑み、市民税均等割のみ課税世帯については、申請により利用者負担を月額2,200円とする。なお、当該世帯に係る多子軽減については、減額後の利用者負担に対して第2子について半額（月額1,100円）、第3子以降を無料とする。